

【周知依頼】 A I の社会実装において、障害となる又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報提供のお願い

内閣府規制改革推進室、科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室より情報提供の依頼が参りました。

A I の社会実装において、障害となっている又は不十分な効果をもたらす規制・制度についての情報を、広く提供いただけますと幸いです。

よろしく願いいたします。

■募集期間 令和8年2月10日（火）から令和8年3月10日（火）17時まで

■背景・趣旨

令和7年12月23日に閣議決定された「人工知能基本計画」では、地方創生、経済再生及び国民生活の質の向上に資するA I利活用を促すため、A I利活用を前提とし、既存の規制や制度の見直しを含めた制度改革等を先導的に推進すること、また、そのために様々な局面におけるA Iの社会実装の実現に向け、国民の声を聴きながら、既存の規制や制度の点検及び見直しを図ることとされております。

そこで、内閣府では、今後の規制改革推進会議の審議や、人工知能基本計画の改定に向けた検討に活かすことも念頭に、A Iの社会実装において、障害となっている又は不十分な効果をもたらす規制・制度（法律、省令、規則、告示、通知・通達等）についての情報を、広く募集します。

■ご提供いただきたい情報

A I（LLM、マルチモーダルA I、エージェントA I、フィジカルA I（A Iロボット、完全無人運転、A Iドローン等））を開発、提供又は利用するに当たり、次のように、実際に生じている場合だけでなく、想定される場合も含めて、開発ができない、提供ができない、利用ができない、効果が不十分・上がらないなどのお困りになっている規制・制度の内容について伺います。

【具体例】

- ・A Iサービスを開発、提供又は利用をしたいが、国等が定めたルールにより、その開発、提供や利用が規制されている。
- ・国等が定めたルール等が存在せず、又は存在しているがその内容が不明確であるため、A Iサービスを開発、提供や利用できない又は開発、提供や利用を躊躇している。
- ・A Iサービスを開発、提供・利用をすることができるが、国等が定めたルール等が存在しているため、A Iサービスの効果が期待されたほど上がらない、又は効率が悪くなる。

・ A I サービスを開発、提供・利用をすることができるが、国等が定めた煩雑な手続が存在している、又は手続の内容が不明瞭であるために、A I サービスの開発、提供・利用が不当に遅延し、又は実質的に制限されている。

■情報提供フォーム

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/forms/260210_survey.html

■内閣府 HP

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/forms/260210_forms.html

お忙しいところ申し訳ございませんが、ご協力いただけますと幸いです。
何卒よろしくお願いいたします。

経済産業省 製造産業局

素材産業課

〒100-8901 千代田区霞ヶ関 1-3-1

Tel : 03-3501-1737 (3731) 【課室直通】